

小中学校耐震補強等事業について

1. 事業実施の背景

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、平成7年6月に「地震防災対策特別措置法」が制定され、耐震補強事業の補助対象が全国に拡大された。平成15年7月には、「学校施設耐震化推進指針」が策定され、全国の小中学校施設において、平成17年度までに、耐震診断の実施を義務付けられ、平成18年度には、耐震計画の策定を求められている。

2. 新居浜市の学校施設の状況

小中学校合わせて29校あり、児童生徒の急増期に木造校舎の鉄筋化を一斉に図ったため、新耐震基準（昭和56年）以前に建設されたものが、108棟中79棟を占め、全体的に老朽化が進行している。平成18年3月までに耐震診断（一次）を実施した結果、79棟中76棟が、耐震補強を要するものとなっている。

耐震化進捗状況

神郷小学校体育館・・・平成8年大規模改造（耐震含む）	18,433万円
高津小学校校舎北棟・・・平成9年大規模改造（耐震含む）	25,980万円
体育館13棟耐震2次診断+設計（平成16～17年）	1,516万円
宮西小体育館外7棟・・・平成18年耐震補強工事实施中（8月末完成予定）	

3. 事業の必要性

文部科学省の指導に基づき、全国の市町村において耐震補強に取り組まなければならない。新居浜市においては、南海地震の被害が考えられ、未来を担う児童生徒の安全（命）を守るため、また地域住民の避難所としても利用されるため、出来るだけ早期に実施しなければならない。また、屋上防水・外壁補修については、耐震補強工事と併せて実施することで、足場建設費の削減・全額補助対象となるなどのメリットがあり、現在起こっている危険から、児童生徒を守るためにも同時に実施する。

4. 事業の概要（18年実施分含む）

対象：小学校校舎16校・46棟・・・59,418㎡
小学校体育館10棟・・・10,453㎡
中学校校舎9校・17棟・・・30,140㎡
中学校体育館3棟・・・2,786㎡（内北中体育館 943㎡）

内容：二次診断・・・コンクリート強度を測る等、設計のために必要
耐震設計・・・二次診断に基づき、補強工事の工法などを決める
補強工事・・・RC壁増強・鉄骨ブレス等、二次診断の結果で決める
防水工事・・・防水シートを全面に張る
外壁工事・・・劣化部分の補修・全面塗装
* 防水・外壁工事を同時に行うメリット
足場建設費の削減・・・3,400円/㎡の減
補助対象・・・1/3（大規模改修事業）

総事業費（案）：3,194,596千円（北中体育館除く）

耐震補強工事（診断・設計）・・・23,500円/㎡

防水・外壁工事・・・11,400円/㎡

* 算出根拠 = 平成9年度高津小学校大規模改修事業による

北中体育館：築46年が経過しており、改築も含めて検討・調整を行っている。

5. 事業に関連する法制度

- ・学校施設耐震化推進指針（平成15年7月）・・・文部科学省
 - ・公立学校施設の耐震化推進について（平成17年7月）・・・文部科学省
 - ・公立学校施設の耐震化の促進について（平成18年3月）・・・文部科学省
- 安心・安全な学校作り交付金
改築 = 1/3 耐震補強 = 1/3
地震防災対策特別措置法（第3次地震防災緊急事業5箇年計画）
18年度から22年度まで・・・耐震補強に係る交付金1/2へ嵩上げ

6. まとめ

想定される南海地震から、児童生徒の命を守るため、出来るだけ早期に実施する必要性があり、第3次地震防災緊急事業5箇年計画内に実施することにより、耐震補強に係る交付金が、1/3から1/2に嵩上げになる特例措置を利用することが出来ることから、平成22年度までに全校舎及び体育館の耐震補強工事を実施する。